

セイワメディカル訪問看護ステーション

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

利用者 : 様

事業者 : SEIWA Medical 株式会社

あなたは(又はあなたの家族は)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「大阪府指定居宅サービス事業所の指定並びに指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1, 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	SEIWA Medical 株式会社
代表者氏名	土井 邦晃
本社所在地	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目5番7号
連絡先	TEL : 06-7492-1163 FAX : 06-7492-1163
法人設立年月日	平成24年10月1日

2, 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	セイワメディカル訪問看護ステーション
介護保険指定	大阪市指定
事業所番号	2762290670
事業所所在地	大阪府大阪市生野区勝山南4-5-6-3階
連絡先	TEL : 06-6777-9748 FAX : 06-6777-9749
相談担当者名	土井 邦晃 周 君淑税
事業所の通常の事業実施地域	大阪市全域 上記以外の地域でもご相談下さい。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	SEIWA Medical株式会社が設置するセイワメディカル訪問看護ステーションにおいて実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで (12月29日～1月4日までを除く。)
営業時間	9:00～5:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日まで(12月29日から1月4日を除く)
サービス提供時間	9:00～17:30

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 周 君淑税
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理職	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1名
計画看護作成等にうち主として従事する者	<p>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画を交付します。</p> <p>4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書を作成します。</p> <p>5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</p> <p>8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	常勤 1名
看護職員(看護師・准看護師)	<p>1 訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づき、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した指定訪問看護報告書、介護予防訪問看護報告書を作成します。</p>	常勤 3名 非常勤 4名

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に基づき、訪問看護又は介護予防訪問看護を提供します。</p> <p><具体的な訪問看護の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 症状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)訪問看護の利用料金

介護保険での利用料金

【基本料金】 (訪問1回につき) ※1単位=11.12(2級地) 令和6年6月より

要介護の方の訪問	看護師が訪問した場合		単位数	介護報酬額	通常1回料金			
					1割	2割	3割	
			20分未満	(看護師)	314	3,491円	350円	699円
			(准看護師)	283	3,146円	315円	630円	944円
		30分未満	(看護師)	471	5,237円	524円	1,048円	1,572円
			(准看護師)	424	4,714円	472円	943円	1,415円
		30分以上 1時間未満	(看護師)	823	9,151円	916円	1,831円	2,746円
			(准看護師)	741	8,239円	824円	1,648円	2,472円
		1時間以上 1時間30分未満	(看護師)	1128	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
			(准看護師)	1015	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
		理学療法士等が訪問した場合		単位数	介護報酬額	通常1回料金		
						1割	2割	3割
		20分		294	3,269円	327円	654円	981円
		40分(20分×2)		588	6,538円	654円	1,308円	1,962円
		60分(20分×0.9)×3		792	8,807円	881円	1,762円	2,643円

要支援の方の訪問	看護師が訪問した場合		単位数	介護報酬額	通常1回料金			
					1割	2割	3割	
			20分未満	(看護師)	303	3,369円	337円	674円
			(准看護師)	273	3,035円	304円	607円	911円
		30分未満	(看護師)	451	5,015円	502円	1,003円	1,505円
			(准看護師)	406	4,514円	452円	903円	1,355円
		30分以上 1時間未満	(看護師)	794	8,829円	883円	1,766円	2,649円
			(准看護師)	715	7,950円	795円	1,590円	2,385円
		1時間以上 1時間30分未満	(看護師)	1090	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円
			(准看護師)	981	10,908円	1,091円	2,182円	3,273円
		理学療法士等が訪問した場合		単位数	介護報酬額	通常1回料金		
						1割	2割	3割
		20分		284	3,158円	316円	632円	948円
		40分(20分×2)		568	6,316円	632円	1,264円	1,895円
		60分(20分×0.9)×3		765	8,506円	851円	1,702円	2,552円
		※要支援の方のリハビリは、ご利用開始の月から12月経過した次の月より5単位の減算となります						

【加算料金】 (該当する項目のみ)

	加算の種類	単位数	介護報酬額	通常1回料金			
				1割	2割	3割	
要介護・要支援	初回加算(Ⅰ) (初回訪問月1回)	300	3,336円	334円	668円	1,001円	
	初回加算(Ⅱ) (退院日の初回訪問月1回)	350	3,892円	390円	779円	1,168円	
	看護体制強化加算Ⅰ (要支援は除き、月1回)	550	6,116円	612円	1,224円	1,835円	
	看護体制強化加算Ⅱ (要支援は除き、月1回)	200	2,224円	223円	445円	668円	
	緊急時訪問看護加算(月1回)	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	
	特別管理加算Ⅰ (月1回)	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円	
	特別管理加算Ⅱ (月1回)	250	2,780円	278円	556円	834円	
	複数名訪問加算訪問看護加算(Ⅰ)	30分未満	254	2,824円	283円	565円	848円
		30分以上	402	4,470円	447円	894円	1,341円
	長時間訪問看護加算(90分以上の訪問)	300	3,336円	334円	668円	1,001円	
	退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	
	看護・介護職員連携強化加算	250	2,780円	278円	556円	834円	
	専門管理加算	250	2,780円	278円	556円	834円	
	口腔連携強化加算	50	556円	56円	112円	167円	
	ターミナルケア加算(要支援の方は除く)	2000	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	

◆初回加算Ⅰ・Ⅱ

下記のいずれかに該当する場合算定される加算です。

- 1, 新規の訪問看護計画書の作成(Ⅰ・Ⅱ)
- 2, 過去2月間利用がなく、改めて計画書を作成し、訪問が再開となった時(Ⅱ)
- 3, 要支援から要介護、またその逆のご状態に変更となった時(Ⅱ)
- 4, 病院、診療等の退院日に初回の訪問看護を行った場合(Ⅰ)

◆看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ

下記条件に適合している事業者として市に届け出、承認された加算です。(対象者は要介護の方のみ)

- 1, 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した方の割合が50%以上である(Ⅰ・Ⅱ)
- 2, 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した方の割合が20%以上である(Ⅰ・Ⅱ)
- 3, 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者様がいる(Ⅰ:5人以上 Ⅱ:1人以上)
- 4, 従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上である(Ⅰ・Ⅱ)

◆緊急時訪問看護加算

緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

◆特別管理加算

特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

◆専門管理加算

専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケアおよび人口膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

◆退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院からの退院時に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師が病院等の主治医、その他従業者と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合や、初回の訪問看護の提供に対する加算です。

◆複数名訪問加算

下記条件により、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者またはその家族の同意を得ている際に1回につき加算ができるというものです。

- 1, 利用者の身体的理由により、一人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる
- 2, 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3, その他状況から判断して、1 または 2 に準ずると認められる場合

◆ターミナルケア加算

ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

◆長時間訪問看護加算

特別な管理を要する利用者で、所要時間が引き続き1時間30分以上になる時に1回につき加算できるというものです。

◆看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画書の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算です。

◆口腔連携強化加算

口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い歯科医療機関及びケアマネジャーへの情報共有を行った場合の加算です。

◆夜間・早朝訪問看護加算／深夜訪問看護加算

夜間・早朝の訪問は、所定額に対して、夜間・早朝 25%、深夜 50%を加算させていただきます。

(夜間:午後6時～午後10時 深夜:午後10時～午前6時 早朝:午前6時～午前8時)

◆サービス提供時間数について

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

◆特別指示書について

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

◆利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◆以下の①又は②に該当する場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合

②算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行う場合。

医療保険での利用料金

- ① 40 歳未満の方
- ② 要介護認定及び要支援認定で非該当と判定された方
- ③ 厚生労働大臣が定める疾病等の方 ※1
- ④ 介護保険の第 2 号被保険者で特定疾患の対象にならない方
- ⑤ 精神科訪問看護
- ⑥ 主治医より頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた方 ※2

精神科訪問看護以外 基本料金

訪問看護基本療養費(訪問日ごと)		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,665円
	(准看護師)	5,050円	510円	1,010円	1,515円
	週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,965円
	(准看護師)	6,050円	610円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合	週3日まで	2,780円	280円	560円	834円
	(准看護師)	2,530円	250円	510円	759円
	週4日以降	3,280円	330円	660円	984円
	(准看護師)	3,030円	300円	610円	909円
訪問看護基本療養費(Ⅲ) 在宅療養に備えた一時的な訪問(入院中1回、厚生労働大臣が定める疾病は2回)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費(Ⅱ)	月の初日	7,670円	770円	1,530円	2,301円
	2日目以降	2,500円	250円	500円	750円

精神科訪問看護 基本料金

訪問看護基本療養費(訪問日ごと)		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科基本療養費(Ⅰ)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,665円
	(准看護師)	5,050円	510円	1,010円	1,515円
	週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,965円
	(准看護師)	6,050円	610円	1,210円	1,815円
精神科基本療養費(Ⅲ) 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合	週3日まで	2,780円	280円	560円	834円
	(准看護師)	2,530円	250円	510円	759円
	週4日以降	3,280円	330円	660円	984円
	(准看護師)	3,030円	300円	610円	909円
精神科基本療養費(Ⅳ) 在宅療養に備えた一時的な訪問(入院中1回、厚生労働大臣が定める疾病は2回)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費(Ⅱ)	月の初日	7,670円	770円	1,530円	2,301円
	2日目以降	2,500円	250円	500円	750円

※1末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

※2在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

【加算料金】

該当する場合、訪問ごとまたは1日につき加算		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回、同一建物内2人以内	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回、同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上、同一建物内2人以内	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上、同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
精神科複数回訪問加算	1日2回、同一建物内2人以内	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回、同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上、同一建物内2人以内	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上、同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算(医師の指示により訪問した場合)		2,650円	270円	530円	795円
長時間訪問看護加算 ※週1回まで(厚生労働大臣が定める状態の場合週3回まで)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
長時間精神科訪問看護加算 週1回		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	看護師+看護師(週1日限度)	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	看護師+その他職員(看護師含む)(週3回限度)	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
複数名精神科訪問看護 指導加算	看護師+看護師(週1日限度)	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	看護師+その他職員(看護師含む)(週3回限度)	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
複数名1日に2回の場合 看護師+その他職員(看護師含む)	1日に2回の場合、同一建物2人まで	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日に2回の場合、同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
複数名1日に3回以上の場合 看護師+その他職員(看護師含む)	1日に3回の場合、同一建物2人まで	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	1日に3回以上、同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算	6:00~8:00/18:00~22:00	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22:00~6:00	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(1日につき)	6歳未満の乳幼児	1,300円	130円	260円	390円
	重症度が高く医療的ケアが必要な6歳未満の乳幼児	1,800円	180円	360円	540円

病状やご希望の契約による加算(月1回)		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ(重症度が高いもの)		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導加算+特別管理指導加算		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
退院支援指導加算(退院日)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
90分以上の訪問		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50円	5円	10円	15円

◆専門管理加算

緩和ケア・褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、該当のケアが必要な利用者に対して計画的な管理を行った場合の加算です。

◆緊急訪問看護加算

利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合、1日につき加算されるものです。

◆在宅患者緊急カンファレンス加算

状態の変化や診療方針の変更に伴い、医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに参加し、指導を行った場合に月2回を限度とした加算です。

◆看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算です。

◆訪問看護情報提供療養費 I

利用者の同意の上で、市町村・都道府県や指定特定相談支援事業等、また教育機関に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費です。

◆精神科複数回訪問加算

主治医が精神科在宅患者支援管理料1または2を算定する利用者が必要に応じて1日に2回以上訪問看護を実施した場合に加算されます。

◆精神科緊急時訪問看護加算

緊急の訪問の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の医師との連携により訪問看護を行った場合、1日につき1回限り加算されます。

◆長時間精神科訪問看護加算

所定の訪問時間(1時間30分)を超えて訪問看護を提供した場合、以下のいずれかに該当する利用者に加算されます。

◆訪問看護医療DX 情報活用加算

当事業所が電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、月に1回に限り所定額に加算します。

4, その他の費用について

【その他の料金】

エンゼルケア	処置量・材料費の料金	20,000円
交通費	利用者の居宅が事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規定に記載されている内容を記載する)により請求いたします。	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要
	12時間前までのご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求
	12時間前までのご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は不要		

5, 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払いについて

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<ul style="list-style-type: none"> 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届け(郵送)します。
--	--

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>・サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い ・お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>
--	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談担当者氏名 土井 邦晃 周 君淑税 ● 連絡先電話番号 TEL 06-6777-9748 FAX 06-6777-9749 ● 受付日及び受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30
---	--

※担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 周 君淑税
-------------	-----------
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9, 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

10, 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>【家族様等緊急連絡先】</p>	<p>氏名 (続柄)</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>携帯番号</p> <p>勤務先</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>

11, 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名</p> <p>保険名</p> <p>保障の概要</p>	<p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>損害賠償責任保険</p> <p>訪問看護・介護予防訪問看護の損害賠償に対応</p>
--------------------------------------	--

12, 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13, 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14, 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15, サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16, 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17, 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名： 周 君淑税

(連絡先： 06-6777-9748)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				円	円

(3) その他の費用

交通費 : 無
キャンセル料 : 重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

18, サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問看護師に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

	セイワメディカル訪問看護ステーション
【事業者の窓口】	所在地 大阪市生野区勝山南4-5-6-3階 電話番号 06-6777-9748 FAX 06-6777-9749 受付時間 9:00~17:30
【市役所(保険者)の窓口】	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ) 所在地 大阪市大阪府大阪市天王寺区真法院町20-33 電話番号 06-6774-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30
【公的団体の窓口】	大阪府国民健康保険団体連合会 所在地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

20, 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無 : 無し

21, 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定及び「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第31号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目5番7号
	法人名	SEIWA Medical 株式会社
	代表者名	代表取締役 土井 邦晃
	事業所名	セイワメディカル訪問看護ステーション
	説明者名	周 君淑税

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

上記署名は、続柄 () 氏名 が代行しました。

代理人	住所	
	氏名	

